2015/10/07

Shinjuku Economic Research Institute

業者の提供する時価と変動利付国債

新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修 okamoto@shinjuku-keizai.com

期末の決算期にあわせて、ブローカー等が過去に販売した金融商品に関する時価を投資家のために提供することが あります(いわゆる業者時価)。これについて、投資家側はその決算上、これらの業者時価をどのように取り扱えば良 いのでしょうか?

この点、金融商品会計基準上はブローカー等が提示する価格を会計上の時価として用いる場合、「ブローカー等の店 頭価格」として「市場価格」と見なす方法、及び、市場価格はないものの、ブローカーが合理的に時価を算定したもの として「合理的に算定された価額」と見なす方法が示されています。

これについては、最終的にはそのブローカーの価格の提示方法により、どちらの価格として取り扱うかを決定すべ きでしょう。

【事例1】業者から「売買参考価格」として価格を提示された。

例えば、業者から提示される価格であっても、それが売買実績を元にした価格であれば、その時価の取扱いは「市場価 格」であると見なせるかもしれません。

【事例2】業者から「合理的に計算した理論価格」として価格を提示された。

その一方で、業者から提示される価格が「売買の価格ではないが、参考情報としての理論的な価格である」などと記載 されているような場合には、厳密には「(その業者が)合理的に算定した価額」を投資家側が「合理的に算定された価 額」と見なすという取扱いが妥当となる場合もあります。

ところで、本来、「合理的に算定された価額」とは、ある金融資産に投資する投資家が、自ら合理的に時価の算定を 行う行為を指します。実務指針等では、業者が算定した価額を、自らの責任において、あたかも自ら算定した「合理的 な価額」であるかのようにみなすことを容認しているに過ぎません。

また、市場価格が存在するにも関わらず、「合理的に算定された価額」を採用することができるかどうかについては、 個別に判断することが必要です。この点、市場価格が存在するにも関わらず、「合理的に算定された価額」を採用して いるケースがあると考えられる金融資産の例として、「15年変動利付国債」があります。

変動利付国債は、金利の世界では一般に「СМЅ」(コンスタント・マチュリティ・スワップ)型の商品であるとい われています。

■ 図表 15 年変動利付国債の概要の要約

商品性	概要の抜粋・要約
(1)適用利率	「基準金利-α」(※) O. 01%刻みとし、下限は0%
(2) 利払いの回数及び適	利払いは年2回とし、適用利率は利払いの都度改定する。なお、適用利率の決定は利子計算期間開始
用利率の改定頻度	前に行う。
(3) 最低額面金額	10万円

基準金利とは、変動利付国債の利率決定の直前に行われた10年利付国債入札における平均落札価格を基に算出される複利 利回り。また、αは財務省がコンベンショナル入札に先立って設定するものであり、満期まで変更しない

(出所) 財務省ホームページ

理論的には、現時点の国債のスポット金利が与えられた場合、この金利を元に「イールドカーブ」を作成し、そこか

ら「フォワード金利」を求めることで、「現時点のスポット金利から予想する将来時点のキャッシュ・フロー」を求めることができます。15 年変動利付国債を初めとするCMS型債券の理論値は、このようにして予想した将来キャッシュ・フローを基礎として算定することができます。

2008 年 9 月のリーマン・ショックの直後には、この 15 年変動利付国債の価格が理論値と比べて大幅に下落するなどの混乱が生じました。「実務対応報告第 25 号 金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(以下本書において「時価算定報告」)が公表されるに先立って、公開草案段階で寄せられたコメントに対し、ASBJは変動利付国債について「(市場価格ではなく)合理的に算定された価額の採用を排除するものではない」と指摘。その後、変動利付国債の期末時価評価に当たり、全国的に「合理的に算定された価額」を採用するケースが散見されます。

但し、いかなる場合に、会計上の時価として変動利付国債に関して市場価格ではなく理論価格を「合理的に算定された価額」として採用することが認められるかという点については、個別の投資家が合理的に判断しなければなりません。また、その際に利用する理論価格についても、その価格が会計上の「合理的に算定された価額」であると判断できることが必要です。

この点、会計基準上は「金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである」(実務指針第 256 項)との立場のもとで、「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない」(時価算定報告Q 1等)と指摘しています。

以上

-**3**/**3**-

【重要】当資料について

当資料は、合同会社新宿経済研究所及び資料作成者(以下「当社等」)が情報提供のために作成したものです。また、当社等は、当資料に記載している内容、意見、その他の記述について、その正確性を保証するものではありません。ご利用にあたっては、全て利用者の判断において、また、必要に応じて監督官庁、会計監査人、税務当局等とのご協議や、金融・法務・会計・税務その他アドバイザリーファーム等の社外専門家とご相談のうえで、適切にお取扱いください。当社等はいかなる場合でも、当資料を直接・間接に入手した利用者に対して損害賠償責任を負うものではなく、また、当資料利用者の当社等に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されているものとします。また、著作権はすべて当社等に帰属します。商用、非商用等、その目的を問わず、当資料を無断で引用または複製することを禁じます。

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所 代表 岡本 修(代表社員社長・公認会計士) 住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-903 コンタクト先

info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修(おかもと おさむ) 当社代表社員社長

【略歴】

- 1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験(経済職)合格
- 2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
- 2002年 朝日監査法人(現・あずさ監査法人)入社
- 2004年 公認会計士開業登録
- 2006年 みずほ証券入社
- 2015年 合同会社新宿経済研究所 設立、現在に至る

【主な著書】

『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』(共著)中央経済社、2012年 『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年 『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』(共著)中央経済社、2014年 『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年